

内閣府所管独立行政法人の役員報酬の支給基準の改正概要(平成18年4月1日施行)

法人名	現 行	改 正 後
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 館長 1,065,000 円 理事 840,000 円 ○ 非常勤役員手当の月額 監事 320,000 円 館長が指定する監事 344,000 円 理事 480,000 円 ○ 調整手当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 館長 994,000 円 理事 784,000 円 ○ 非常勤役員手当の月額 監事 299,000 円 館長が指定する監事 321,000 円 理事 448,000 円 ○ 調整手当 廃止 ● 地域手当 新設 (常勤役員のみ)
沖縄科学技術研究 基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事 887,000 円 監事 760,000 円 ○ 非常勤役員手当の日額 理事長が定める監事 35,077 円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事 828,000 円 監事 710,000 円 ○ 非常勤役員手当の日額 理事長が定める監事 32,769 円
国民生活 センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,016,000 円 理事 840,000 円 ○ 非常勤役員手当の月額 監事 122,000 円 監事(理事長が指定する者に限る) 497,000 円 ○ 特別調整手当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 944,000 円 理事 781,000 円 ○ 非常勤役員手当の月額 監事 113,000 円 館長が指定する監事 462,000 円 ○ 特別調整手当 廃止 ● 職責手当 新設 ● 業績給 新設
北方領土問 題対策協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,016,000 円 以内 理事 844,000 円 以内 ○ 非常勤役員手当の日額 37,800 円 を超えない範囲で理事長が別に定める額 ○ 調整手当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 948,000 円 以内 理事 788,000 円 以内 ○ 非常勤役員手当の日額 35,300 円 を超えない範囲で理事長が別に定める額 ○ 調整手当 廃止 ● 地域手当 新設 (常勤役員のみ)
駐留軍等労働者 労務管理機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,065,000 円 理事 696,500 円 又は 780,000 円 監事 696,500 円 ○ 非常勤役員手当の月額 241,500 円 ○ 調整手当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 994,000 円 理事 650,600 円 又は 728,000 円 監事 650,600 円 ○ 非常勤役員手当の月額 225,600 円 ○ 調整手当 廃止 ● 地域手当 新設 (常勤役員のみ)